

## 公益財団法人日本スポーツ協会 研究倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）定款第41条に基づき設置するスポーツ医・科学委員会及びその他各委員会が実施する研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的とし、当協会における研究活動に従事するすべての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき事項を定める。

### (研究者の定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、当協会事務局規程第25条に定める研究職の身分を有する者、当協会から委嘱された学識経験者の他、研究活動に従事するすべての者をいう。

### (基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の関連する法令及び告示等、並びに当協会倫理規程及びその他当協会が定める関係規程等を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性があるもの（毒劇物又は環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

3 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

4 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

5 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動において、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

### (不正行為の禁止)

第4条 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることをしてはならない。

2 研究者は、研究活動による成果の発表における不正行為が当協会及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を絶対にしてはならない。

(経費の適切な使用)

第5条 研究者は、研究活動に係る経費の適正な使用に努めるものとする。

2 研究者は、研究活動に係る経費の使用に当たっては、関連する法令、当該経費の使用ルール及び当協会の関係規程等を遵守するものとする。

3 国、独立行政法人及びその他法人等の公募により競争的に獲得される研究資金を受託して行う研究活動に係る経費の使用に関する事項については、別に定める。

(研究組織の適切な管理)

第6条 研究者は、共同の研究者等がいる場合には、相互の学問的立場を尊重し、誠意をもって接するものとする。

(研究資料の収集及び管理)

第7条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、情報及びデータ等の研究資料を収集するものとする。

2 研究者は、情報及びデータ等の研究資料を収集する場合には、その目的に適う必要な範囲において収集するものとする。

3 研究者は、収集した情報及びデータ等の研究資料又は生成した資料の滅失、漏洩及び改竄等を防ぐために適切な措置を講じるものとする。

4 スポーツ医・科学委員会及びその下に設置された部会、プロジェクト等において収集した研究資料の利用については、別に定める。

(提供者への説明及び同意)

第8条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について十分に理解できるよう説明し、提供者の明確な同意を得るものとする。

2 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の

提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(研究成果の適切な公表)

第9条 研究者は、研究活動による成果を広く社会に還元するため、原則として公表するものとする。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

2 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に、公正かつ適切な引用を行うものとする。

3 学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重するものとする。

4 国、独立行政法人及びその他法人等の公募により競争的に獲得される研究資金を受託して行う研究活動による成果の公表に関する事項については、別に定める。

(個人情報保護)

第10条 研究者は、研究の過程で収集した個人情報について、当協会個人情報保護規程及びその他の当協会が定める関係規程等に基づき適正に取り扱うものとする。

(装置、薬品等の管理)

第11条 研究者は、研究に用いる装置、機器及び薬品等について、当協会が定める関係規程等を遵守し、適切かつ安全に管理するものとする。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済み薬品等について、責任を持って処理するものとする。

(利益相反)

第12条 研究者は、自らの研究活動において利益相反が発生しないよう、当協会倫理規程及びその他当協会が定める関係規程等を遵守するものとする。

(組織の管理責任)

第 13 条 当協会は、本規程を当協会内に周知徹底し、研究倫理に関する意識を高め、研究活動及び経費の適切な管理等について必要な措置を講じるものとする。

2 当協会は、不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、説明責任を果たすものとする。

(倫理審査に関する部署の設置)

第 14 条 当協会は、この規程の目的を達成し、適切な運用を図るため、スポーツ医・科学委員会の下に「研究倫理審査部会」を設置する。

2 「研究倫理審査部会」の設置に関する事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 6 日から施行する。